

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第2項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 株式会社 福邦銀行

【英訳名】 THE FUKUHO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 渡邊 健雄

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福井県福井市順化1丁目6番9号

【縦覧に供する場所】 株式会社福邦銀行 本店
(福井市順化1丁目6番9号)
株式会社福邦銀行 金沢支店
(金沢市駅西本町1丁目14番21号)
株式会社福邦銀行 京都支店
(京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535番地)
株式会社福邦銀行 大阪支店
(大阪市北区天満2丁目5番10号)

(注) 金沢支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定に基づく縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取 渡邊 健雄は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しました。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日とし、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、まず前連結会計年度の各事業拠点の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね3分の2に達している当行を「重要な事業拠点」といたしました。その選定した「重要な事業拠点」において、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成30年3月31日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。